

2019年12月23日

大阪拘置所長 殿

大阪弁護士会

会 長 今 川 忠

## 勸 告 書

申立人X（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立てがありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査した結果、人権侵害の事実があると認めましたので、以下のとおり勸告いたします。

### 勸 告 の 趣 旨

貴所に収容されている死刑確定者が発受する信書について、その内容が民事訴訟の遂行に関する相談や協議に関するものである場合は、その部分の発受の差止め及び削除をしないよう勸告する。

### 勸 告 の 理 由

#### 第1 認定した事実

- 1 申立人は、貴所に収容されている死刑確定者である。
- 2 2015年（平成27年）9月24日、申立人の支援者であるYから申立人宛ての信書（以下「本件信書」という。）が貴所に到達した。

本件信書には、貴所に到達したYから申立人宛ての別の信書を貴所の職員が紛失したため申立人に交付しなかったことが違法であるとして、国を被告とする訴訟をYと共同原告となって提起することを申立人に提案して検討を求める内容

(以下「本件要旨①」という。)と、申立人がYの知人を被告として訴えを提起した事件について、訴えの取下げを求める内容(以下「本件要旨②」という。)が記載されていた。

貴所長は、同月25日、本件信書のうち、冒頭の挨拶部分並びに本件要旨①及び同②について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「法」という。)139条1項各号に該当しないものと判断(以下「本件不許可処分」という。)して削除し、同部分が削除された本件信書を申立人に交付した(以下「本件措置」という。)

なお、法139条1項は、その2号に「婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書」を挙げて、その信書の発受を許可することを明記している。

- 3 申立人は、本件措置が違法であるとして国を被告として大阪地方裁判所へ提訴したところ、平成28年11月17日、同裁判所は、本件要旨①及び同②が法139条1項2号に該当すると判断し、本件不許可処分を違法として取り消すとともに、本件措置を違法として申立人に慰謝料1万円と遅延損害金を支払うよう国に命じ、その判決は確定した。

## 第2 当会の判断

- 1 申立人のような死刑確定者にとっても、外部交通権は憲法13条(幸福追求権)及び憲法21条(表現の自由)によって保障される。

特に、本件要旨①は、国を被告とする訴訟の提起を提案して検討を求めるものであり、本件要旨②は、申立人が提起した訴訟の取下げを求めるものであるから、いずれもその受信は、憲法32条(裁判を受ける権利)を実現するために必要な法的利益であり、その制約を禁止する必要性は高い。

従って、貴所において、明確な法的根拠が無い限り、本件要旨①及び同②を削

除することは許されない。

2 以上を踏まえて本件不許可処分及び本件措置について検討すると、

(1) 本件要旨①は、国を被告とする訴訟を共同原告として提起することを申立人に提案して検討を求めるものである。

民事訴訟の遂行に関する相談や協議は、法139条1項2号の重大な利害に係る用務の典型例であるところ、訴訟を共同原告として提起することの提案及び検討の求めは、民事訴訟の遂行に関する相談や協議そのものではなく、訴訟の準備段階の行為ではあるが、その行為の一般的な性質や重要性等に照らすと、通常の場合、民事訴訟の遂行に関する相談や協議と同視し得るものとして、重大な利害に係る用務に該当するものといえることができる。そして、Yは、本件要旨①にいう紛失された信書の差出人であり、申立人は当該信書の受取人であることからすると、本件要旨①のとおり訴訟を共同原告として提起することの提案は、本件要旨①にいう紛失信書の不交付につき最も利害関係を有する者の間で行われたものであるから、申立人にとって重大な利害に係る用務であることを否定する根拠は見いだしがたい。

(2) 本件要旨②は、申立人が提起している訴えの取下げを求めるものである。前述のとおり、民事訴訟の遂行に関する相談や協議は、法139条1項2号の重大な利害に係る用務の典型例であるところ、死刑確定者が提起している訴えの取下げを求める依頼は、通常の場合、民事訴訟の遂行に関する相談や協議の範疇に含まれるものとして、重大な利害に係る用務に該当するものといえることができる。そして、Yは、申立人の知人であるだけでなく、その訴訟において被告とされている者の知人でもあるから、当該被告の意思や意向を踏まえ、当該被告と申立人との間の仲裁者的な立場から前記訴えの取下げを求めているとみるのが自然であって、無関係の第三者とはいえないから、その訴えの取下げの求めは、申立人にとって重大な利害に係る用務であることを否定する根拠は見

いたしがたい。

- (3) 従って、本件要旨①及び同②は、貴所が削除してはならない「死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務」であるから、本件不許可処分は、申立人の幸福追求権（憲法 1 3 条）及び表現の自由（憲法 2 1 条）を侵害するとともに、裁判を受ける権利（憲法 3 2 条）を実現するために必要な法的利益を侵害するものと断じざるを得ない。

なお、本件では既に一定の司法的救済が図られているものの、申立人のみならず貴所に収容されている他の死刑確定者に対しても本件不許可処分と同様の処分がなされることのないよう、一般予防的見地から本件勧告をすることとした。

### 第 3 結語

以上により、当会は貴所に対し、前記勧告の趣旨記載のとおり勧告する。

以上